

上尾市告示第122号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種でA類疾病及びB類疾病（インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く。）に係るものを、上尾市長の要請に応じて予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医療機関により行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月1日

上尾市長 畠山 稔

1 予防接種の対象者の範囲、予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	出生6週0日後から24週0日後までの間にある者	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	別表のとおり
5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン	出生6週0日後から32週0日後までの間にある者		
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2月から生後60月に至るまでの間までにある者		
ヒブワクチン	同上		
B型肝炎ワクチン	生後12月に至るまでの間にある者		
BCGワクチン	同上		
五種混合ワクチン	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者		
四種混合ワクチン	同上		
三種混合ワクチン	同上		

不活化ポリオワクチン	同上		
二種混合ワクチン	11歳以上13歳未満の者		
麻しんワクチン	第1期	(1)生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 (2)令和6年度内に生後24月に達する、又は達した者であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者	
	第2期	(1)5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者 (2)令和6年度における第2期の対象者（5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの）であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者	
風しんワクチン	第1期	(1)生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 (2)令和6年度内に生後24月に達する、又は達した者であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者	
	第2期	(1)5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者 (2)令和6年度における第2期の対象者（5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの）であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者	

	第5期	<p>(1)昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性のうち、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体がないことが判明した者</p> <p>(2)昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性であって、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者</p>		
麻しん風しん混合ワクチン	第1期	<p>(1)生後12月から生後24月に至るまでの間にある者</p> <p>(2)令和6年度内に生後24月に達する、又は達した者であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者</p>		
	第2期	<p>(1)5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者</p> <p>(2)令和6年度における第2期の対象者（5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの）であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者</p>		
	第5期	<p>(1)昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性のうち、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体がないことが判明した者</p> <p>(2)昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性であって、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者</p>		
水痘ワクチン		生後12月から生後36月に至るまでの間にある者		

日本脳炎ワクチン	第1期	(1)生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 (2)平成15年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって20歳未満の者		
	第2期	(1)9歳以上13歳未満の者 (2)平成15年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって、9歳以上20歳未満の者		
子宮頸がん予防ワクチン		(1)12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までに間にある女子		
RSウイルスワクチン		妊娠28週から37週に至るまでの間にある者		
高齢者肺炎球菌ワクチン		(1)65歳の者 (2)60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号。以下「省令」という。）で定める者		
带状疱疹ワクチン	生ワクチン	(1)昭和36年4月2日から昭和37年4月1日までの間に生まれた者 (2)昭和31年4月2日から昭和32年4月1日までの間に生まれた者 (3)昭和26年4月2日から昭和27年4月1日までの間に生まれた者 (4)昭和21年4月2日から昭和22年4月1日までの間に生まれた者 (5)昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に生まれた者		
	組み換えワクチン	(6)昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者 (7)昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた者 (8)大正15年4月2日から昭和2年4月1日までの間に生まれた者 (9)60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者		

備考 この表の予防接種の対象者であった者（当該予防接種に係る疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他省令第2条の3各号に掲げる者を除く。）であって、当該予防接種の対象者であった間に、省令第2条の4各号に掲げる特別の事情があることにより当該予

防接種を受けることができなかつたと認められるものについては、当該特別の事情がなくなつた日から起算して2年(高齢者肺炎球菌ワクチン及び帯状疱疹ワクチンに係る予防接種は1年)を経過する日までの間(四種混合ワクチン及び五種混合ワクチンに係る予防接種にあつては15歳に達するまで、BCGワクチンに係る予防接種にあつては4歳に達するまで、ヒブワクチンに係る予防接種にあつては10歳に達するまで、小児用肺炎球菌ワクチンに係る接種にあつては6歳に達するまでの間にある場合に限る。)については、当該予防接種の対象者とする(ロタウイルスワクチンに係る予防接種を除く)。

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかつていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) その他予防接種を行うことが不適當な状態にある者

3 予防接種を受けるに当たつて注意すべき事項

麻しん風しん混合ワクチン、麻しんワクチン、風しんワクチン、BCGワクチン又は水痘ワクチンを接種した日から、麻しん風しん混合ワクチン、麻しんワクチン、風しんワクチン、BCGワクチン又は水痘ワクチンの予防接種(同一種類のワクチンを接種する場合において、接種の間隔に関する定めがある場合は、その定めるところによる。)を行うまでの間隔は、27日以上おくこと。

別表

予防接種を行う主たる場所	
医療機関名	所在地
葵ウイメンズクリニック	上尾市壺丁目東14番地5
上尾アーバンクリニック	上尾市緑丘三丁目5番28号シンワ緑丘ビル1階
上尾胃腸科外科医院	上尾市上町二丁目13番3号
上尾キッズクリニック	上尾市壺丁目北25番地2
あげお在宅医療クリニック	上尾市大字上20番地8
上尾女性クリニック	上尾市仲町一丁目1番14号
あげお第一診療所	上尾市大字小敷谷845番地1西上尾第一団地2-38-102
上尾中央総合病院	上尾市柏座一丁目10番10号
上尾中央第二病院	上尾市大字地頭方421番地1
上尾内科循環器科	上尾市大字平方4138番地
上尾なかよしクリニック	上尾市上町2丁目2番23号三和ビル3階
上尾脳神経外科クリニック	上尾市本町一丁目3番16号
上尾ハートクリニック	上尾市春日一丁目4番22号
あげお東口内科	上尾市宮本町2番1アリコベール上尾サロン館1階
上尾ふじなみ診療所	上尾市藤波三丁目303番地2
上尾ニツ宮クリニック	上尾市ニツ宮954番地1
上尾ふれあいクリニック	上尾市平方4277番地5
あげお本町クリニック	上尾市本町六丁目12番33号
上尾メンタルクリニック	上尾市上町一丁目1番15号市川ビル6階
鯨坂医院	上尾市大字平方2685番地
池田医院	上尾市本町三丁目8番15号
石橋内科クリニック	上尾市中分一丁目1番地6号
伊藤内科医院	上尾市大字上1572番地1
今村整形外科・外科	上尾市栄町1番14号
牛山医院	上尾市大字上野230番地1
江口医院	上尾市須ヶ谷一丁目76番地5

榎本医院	上尾市中分一丁目28番地7
榎本クリニック	上尾市緑丘一丁目9番5号
江原医院	上尾市大字上1148番地2
大森敏秀胃腸科クリニック	上尾市柏座二丁目8番2号柏葉ビル
かしの木内科小児科クリニック	上尾市大字上尾村453番地7
かとう泌尿器科クリニック	上尾市中分一丁目27番地9
上平内科クリニック	上尾市春日二丁目24番地1
上平ファミリークリニック	上尾市大字菅谷266番地3
かるがも上尾クリニック	上尾市愛宕三丁目8番1号イオンモール上尾2階2023
かわかみこどもクリニック	上尾市藤波三丁目188番地
かわむらハートクリニック	上尾市柏座二丁目4番33号武蔵野アネックスビル2階
北上尾クリニック	上尾市大字上144番地2
きたあげお耳鼻咽喉科クリニック	上尾市大字久保18番地10
健康管理センターA-geo・townクリニック	上尾市宮本町3番2—209号
こいずみクリニック	上尾市小泉二丁目7番地19
こぐち内科呼吸器クリニック	上尾市壺丁目東37番地10
こしきや内科リウマチ科クリニック	上尾市壺丁目北7番地20
小山内科医院	上尾市向山一丁目60番地12
さいとうハートクリニック	上尾市春日一丁目45番地6
佐川医院	上尾市春日一丁目45番地13
三和クリニック	上尾市上町二丁目2番23号三和ビル2階
しばさき内科クリニック	上尾市大字原市2381番地3
清水内科医院	上尾市大字瓦葺2670番地
沼南ハートクリニック	上尾市大字原市2251番地1

たかのこどもクリニック	上尾市緑丘三丁目4番27号
武重外科整形外科	上尾市大字上282番地1
たまき整形外科内科	上尾市大字上尾下973番地23
ナラヤマレディースクリニック	上尾市本町一丁目1番7号
西上尾第二団地診療所	上尾市大字小敷谷77番地1西上尾第二団地3-1-101
西村ハートクリニック	上尾市宮本町3番2-202号
はら内科クリニック	上尾市愛宕一丁目28番18号
深野医院	上尾市上町一丁目2番32号
福島医院	上尾市愛宕二丁目18番25号
藤村病院	上尾市仲町一丁目8番33号
前田内科医院	上尾市本町四丁目9番14号
松沢医院	上尾市西宮下四丁目335番地1
まつもと糖尿病クリニック	上尾市柏座二丁目4番28号
松本内科医院	上尾市浅間台三丁目28番地11
幹クリニック	上尾市上平中央一丁目19番地10
村田内科胃腸科医院	上尾市浅間台四丁目3番地6
山口クリニック	上尾市向山二丁目8番地12
山中内科クリニック	上尾市川3丁目1番4号
吉岡医院	上尾市大字原市431番地3
わたなベクリニック	上尾市大字原市2387番地2